

板橋区公衆浴場実施事業区費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合板橋支部（以下「支部」という。）が実施する事業に要する経費の一部を補助することにより、区民の生活と憩いの場である公衆浴場の発展に寄与することを目的とする。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金は、支部が次の各号の事業を実施する際に交付する。

- (1) 菖蒲湯
- (2) りんご湯
- (3) ゆず湯
- (4) 柑橘湯（ゆず湯を除く。）
- (5) ラベンダー湯
- (6) ハーブ湯（ラベンダー湯を除く。）
- (7) その他区長が認める変わり湯

(補助金の交付額)

第3条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、前条の事業に要する経費の80パーセントとし、一事業に対し18万円を限度とする。ただし、1,000円未満は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 支部の長（以下「支部長」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（別記第1号様式）に事業計画書（別記第2号様式）を添えて、区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 区長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により支部長に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 交付決定を受けた支部長は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

2 前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を区長に提出しなければならない。

(補助事業の内容変更等)

第7条 支部長は、事業の名称、実施期間等の内容を著しく変更しようとする場合又は中止をしようとする場合は、あらかじめ変更等承認申請書(別記第4号様式)に必要な書類を添えて、区長に提出し、その承認を変更中止承認書(別記第4号様式の2)により受けなければならない。

(事業完了報告書の提出)

第8条 支部長は、補助金対象事業が完了したときは、速やかに事業完了報告書(別記第5号様式)を区長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 区長は、前条の規定による事業完了報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、その報告に係る支部長が行う事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、第3条の規定により算出した補助金の交付決定額と前条の完了報告書を踏まえて算出した補助金の額と比較していずれか低い額を持って交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(別記第6号様式)により、支部長に通知するものとする。

(補助金の支払等)

第10条 区長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。

2 支部長は、前項本文の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金請求書(別記第7号様式)を区長に提出しなければならない。

(交付の取消及び補助金の返還)

第11条 区長は、支部長が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金交付の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽り又はその他不正手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付対象事業を実施しなかったとき。
- (4) その他補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

付則

この要綱は昭和62年8月1日から適用する。

付則

この一部改正は、平成4年4月1日から適用する。

付則

この一部改正は、平成5年10月1日から適用する。

付則

この一部改正は、平成11年4月1日から適用する。

付則

この一部改正は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

付則

この一部改正は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

付則

この一部改正は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

付則

この一部改正は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

付則

この一部改正は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

付則

この一部改正は、平成 29 年 8 月 22 日から施行する。

付則

この一部改正は、平成 31 年 4 月 9 日から施行する。

付則

この一部改正は、令和 4 年 4 月 27 日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（宛先）

板 橋 区 長

所 在 地

名 称

代表者職氏名

年度板橋区公衆浴場実施事業区費補助金交付申請書

年度板橋区公衆浴場実施事業にかかる経費に対し、区費補助金の交付を受けたいので、
下記により申請します。

記

1 交付金額 ¥ ー

別記

第3号様式（第5条関係）

文 書 番 号

名 称

代表者職氏名

年度板橋区公衆浴場実施事業区費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあったこの補助金は、下記により交付します。

年 月 日

板 橋 区 長

記

1 交付金額 ￥ ー

2 交付条件

- (1) この補助金は、板橋区公衆浴場実施事業区費補助金交付要綱第2条で定める事業にかかる経費以外に使用しないこと。
- (2) 1事業180,000円を限度とし、支払いは各事業ごとに確定払いとする。
- (3) 上記(1)の条件に違反したときは、交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることがある。

別記

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

（ 宛 先 ）
板 橋 区 長

所 在 地
事業者名
代表者名

年度板橋区公衆浴場実施事業区費補助金
に係る補助事業の内容の変更（*中止）承認申請書

年 月 日付 板 第 号の をもって交付決定の通知のあった標記補助事業の内容を下記のとおり変更（*中止）したいので、板橋区公衆浴場実施事業区費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、承認を申請します。

記

- 1 補助金交付決定額
金 千円
- 2 変更（*中止）の内容
- 3 変更（*中止）の理由

別記

第4号様式の2（第7条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

東京都板橋区長 坂 本 健

年度板橋区公衆浴場実施事業区費補助金
に係る補助事業の内容の変更（*中止）承認について

年 月 日付で申請のあった標記補助事業の内容の変更（*中止）について、板橋区公衆浴場実施事業区費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

- 1 承認内容

- 2 変更（*中止）後の交付決定額
金 千円

別記

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）

板 橋 区 長

所 在 地

名 称

代表者職氏名

年度板橋区公衆浴場実施事業区費補助金の
交付にかかる 実施事業完了報告書

年度板橋区公衆浴場実施事業区費補助金の交付にかかる
たので、下記のとおり報告します。

実施事業が完了し

記

1 実施事業にかかった経費

（内訳）

2 添付書類

領 収 書（写）

別記

第6号様式（第9条関係）

文 書 番 号

所 在 地
名 称
代表者職氏名

年度板橋区公衆浴場実施事業区費補助金交付確定通知書

年 月 日付で報告のあった「 」実施事業区費補助金は、下記
により確定します。

年 月 日

板橋区長

記

1 交付確定金額

2 実施事業にかかった経費

別記

第7号様式（第10条関係）

請 求 書

ただし、
「
」実施事業費にかかる
年 月 日付
板 第 号
で交付確定通知のあった
年度区費補助金として、次の金額を請求します。

年 月 日

所 在 地
名 称
代表者職氏名

(宛先)
板 橋 区 長